核兵器禁止条約締結の早期実現に関する意見書

2010年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調した。しかし、4年が経った今も、米口両国間の合意もあり一定数の核兵器が削減されたとはいえ、「核兵器のない世界」を達成する具体的な道筋は見えていない。

このような状況にあって、今年の10月20日には、国連の軍縮と平和を担当する第一委員会において「核兵器の非人道的影響に関する共同声明」が、昨年の125か国を大きく上回る155か国の賛同によって採択され、その共同声明では、核兵器が使用されないことを保証する唯一の道は、「その全面廃絶である」と訴えている。

また、本市首長も加盟し、世界(160か国)の都市の代表が集まる平和首長会議では、 2015年に開催予定のNPT再検討会議の機会を捉えつつ、「核兵器禁止条約」の早期締結 を目指し、国連や各国政府等に対する要請活動を展開するとしている。

いまや、世界のすべての国の政府と市民社会には、「核兵器のない世界」の実現に向け、「核 兵器禁止条約」という目標を現実に変えるために協力し、行動することが強く求められてい る。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国として「核兵器禁止条約」締結の早期実現に向けて、国際的機運を高めるなどの積極的役割を果たし、かつ、努めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

